

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

役員選考委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)の役員選考委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第 2 条 連盟は、前条の目的を達成するため、役員選考委員会を設置する。

2 役員選考委員会は、正会員総会(以下「総会」という)で選任される予定である理事及び監事(以下「役員」という)の候補者の選考を行うことを任務とする。

3 役員選考委員会は、役員が任期途中で退任した場合に、後任の役員候補者の選考を行う。

(構成)

第 3 条 役員選考委員会は、理事経験者、監事経験者、正会員経験者、外部有識者、事務局職員のうちいずれか5名以上 10 名以下により構成され、理事会決議をもって選任する。なお、委員には、理事経験者・監事経験者のいずれか 1 名及び女性を必ず含めるものとする。

2 委員会は最初に招集する会議で互選により委員長を選出する。

3 委員は再任を妨げない。

(招集及び開催)

第 4 条 役員選考委員会は、役員を選任を行う来季の総会の開催に先立ち開催する。

2 役員選考委員会の議長は委員長とする。

3 役員選考委員会は、2 回以上開催するものとする。

(役員候補者の選考方法)

第 5 条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 決議は、過半数をもって決する。

3 役員選考委員会は、次の手順に従って候補者を選考する。

(1)必要数の理事候補者を選考する。

(2)必要数の監事候補者を選考する。

3 役員選考委員会は、必要に応じて、理事会または各委員会の意見を求めることができる。

(役員候補者選考基準)

第 6 条

(1)役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。

①「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「公益社団・財団法人法」という)第 6 条第 1 項各号に定める欠格事由のいずれにもあたらないこと。

② 連盟定款、連盟倫理規程、連盟運営規程、およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件

を満たしていること。

- ③中長期計画にて定められた連盟の使命、連盟の活動方針に対する深い見識を有し、それらの実行・推進にふさわしい人格を有すること。
- ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはそり競技の分野において、専門的な知識や経験を有していること。
- ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと。
- ⑥ 遵法精神に富んでいること。
- ⑦ 一年度内の理事会におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
- ⑧ 役員は、性別を問わずに選考するが、その比率が同等になるよう努めること。

(2) 役員任期

- ① 役員再任は、通算 5 期までとする。
- ② ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、通算 6 期まで再任可能とする。

ア 国際オリンピック連盟、国際ボブスレー・スケルトン連盟または国際リュージュ連盟の役職者である場合

イ 当該候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該候補者が新たにまたは継続して役員を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合

(候補者名簿及び議事録)

第 7 条 役員選考委員会は、議事終了後速やかに役員候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した委員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を理事会を経て総会に提出しなければならない。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、第 4 条に定める役員を選任を行う来季の総会の終了により役員が確定した際までとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 本規程は 2025 年(令和 7 年) 2 月 14 日から施行する。